

○宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例

令和 7 年 3 月 25 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、発電事業の廃止等について必要な事項を定めることにより、自然環境及び景観等の保全、災害の未然防止並びに市民の安全で安心な生活環境を確保し、もって地域と調和した発電事業の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置するものを除く。）であって、合計出力が 10 キロワット以上のもの（増設により合計出力が 10 キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電施設を新設又は増設する事業（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業（当該太陽光発電施設により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。
- (4) 事業者 設置事業若しくは発電事業を計画し、又はこれらを実施する者（個人である者を含む。）をいう。
- (5) 事業区域 設置事業及び発電事業（以下「設置事業等」という。）を行う一団の土地（太陽光発電施設に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界線からの水平距離が次の(7)から(9)までに掲げる場合に应じ、それぞれ当該(7)から(9)までに定める範囲内に居住する者

(ア) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット未満の場合 100メートル

(イ) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット以上の場合（(ウ)に掲げる場合を除く。） 300メートル

(ロ) 設置事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業に該当する場合 1キロメートル

イ 事業区域に隣接する土地又はその土地に存する建築物を所有する者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(8) 営農型太陽光発電施設 次に掲げる区域又は農地において営農を継続しながら当該区域又は農地の上部空間に設置される太陽光発電施設をいう。

ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち、市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条に規定する農地

ウ 農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち、イに掲げる農地以外のもの

エ 第8条第2項に規定する保全区域

（基本理念）

第3条 太陽光発電施設を設置するに当たっては、本市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び安全で安心な生活環境が先人のたゆまぬ努力により築かれてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全が図られなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、設置事業等を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、設置事業等の実施に当たっては、地域住民等に対する情報提供及び維持管理に係る実施体制の構築を行うとともに、発電事業の廃止に当たっては、太陽光発電施設の適正な撤去を行わなければならない。

3 事業者は、設置事業等の実施に当たり、市長が定める必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域との調和が図られるよう、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、事業の廃止等に関し、必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に基づく手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、設置事業等により、自然環境、景観等を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

（保全区域）

第8条 自然環境、景観等と設置事業等との調和が特に必要と認められる区域（法令又は条例により太陽光発電施設の設置が制限される区域として市長が定める区域を除く。）を保全区域とする。ただし、営農型太陽光発電施設を設置する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する保全区域は、次のとおりとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する埋蔵文化財の埋蔵されている土地及び同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観に係る区域
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項の規定により県が定める地域森林計画の対象とした森林の区域（同法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林及び同法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区を除く。）
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項の規定により指定された河川保全区域
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域に定められた区域及び同法第8条第1項第7号に規定する風致地区に定められた地区
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条

第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区

(10) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第1項の規定により指定された第2種特別地域及び同条例第21条第1項の規定による普通地域

(11) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第1項の規定により指定された特別地区及び同条例第21条第1項の規定により指定された県緑地環境保全地域

(12) 宇都宮市景観条例（平成19年条例第82号）第5条第1項の規定により指定された景観形成重点地区及び同条第2項の規定により指定された景観形成推進地区

(13) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるものとして市長が告示して定める区域

（事前協議）

第9条 第13条の許可（以下「設置許可」という。）に係る申請をしようとする事業者（以下「申請予定事業者」という。）は、設置事業等に関する計画（以下「事業計画」という。）を定め、あらかじめ、市長が定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該協議を行った申請予定事業者に対し、当該設置事業等に係る必要な指導及び助言をすることができる。

（設置事業等の届出）

第10条 事業者は、保全区域及び第8条第1項の規定により市長が定める区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、設置事業等の計画を市長に届け出なければならない。

（設置事業等の計画変更の届出）

第11条 前条の規定による届出をした者は、当該事業の計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

(説明会等の実施)

第12条 申請予定事業者は第9条第1項の規定による市長との協議終了後、第10条の規定による届出をした者は当該届出後、地域住民等に対し事業計画又は同条の規定による設置事業等の計画（次項及び第5項において「事業計画等」という。）の周知を図るため、市長が定めるところにより、地域住民等に対する説明会を実施しなければならない。ただし、説明会を実施する必要がないと市長が特に認めるときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができる。

2 地域住民等は、市長が定めるところにより、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（第4項において「説明会等」という。）を実施した事業者に対し、事業計画等に関する意見を申し出ることができる。

3 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、市長が定めるところにより、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。

4 事業者は、説明会等を実施したとき、第2項の規定による意見の申出があったとき又は前項の規定による協議を行ったときは、市長が定めるところにより、市長に届け出なければならない。

5 前各項の規定は、事業計画等を変更する場合について準用する。

(設置事業の許可)

第13条 事業者は、太陽光発電施設（営農型太陽光発電施設を除く。）の全部若しくは一部を保全区域内に設置しようとするとき、又は営農型太陽光発電施設を設置しようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、市長に申請し、設置事業の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第14条 市長は、前条の規定による設置許可の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。ただし、営農型太陽光発電施設の設置許可に係る申請について、営農に支障があると市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。

(2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。

- (3) 周辺地域において土砂崩れ、^{いっすい} 洪水等を発生させるおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。
 - (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び市長が定める基準に適合していること。
 - (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び市長が定める基準に適合していること。
 - (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び市長が定める基準に適合していること。
 - (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造等に支障をきたすおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。
 - (8) 文化財保護のための措置が講じられているものとして市長が定める基準に適合していること。
 - (9) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の地域住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられているものとして市長が定める基準に適合していること。
 - (10) 適切な設置事業等の運営のための措置が講じられているものとして市長が定める基準に適合していること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。
- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。
 - (2) 第20条の規定により設置許可又は変更許可が取り消された日から起算して5年を経過しないとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めたとき。
- 3 市長は、自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付すことができる。

（変更許可）

第15条 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の市長が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 第9条、第12条及び前条の規定は、変更許可の場合について準用する。

(標識の掲示)

第16条 事業者は、設置事業の着手時から太陽光発電施設の撤去が完了する日までの間、事業区域の公衆の見やすい場所に、市長が定める標識を掲示しなければならない。ただし、標識の掲示が不要であると市長が特に認めるときは、この限りでない。

(関係書類の閲覧)

第17条 許可事業者は、市長が定めるところにより、当該設置許可に係る設置事業の事業期間において、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、地域住民等の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更許可を受けた事業者（以下「変更許可事業者」という。）について準用する。

(着手の届出)

第18条 許可事業者は、当該設置許可に係る設置事業に着手するときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、変更許可事業者について準用する。

(完了の届出等)

第19条 許可事業者は、当該設置許可に係る設置事業を完了したときは、市長が定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、設置許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、当該許可事業者に検査済証を交付するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定による検査済証の交付を受けた後でなければ、当該事業区域に設置された太陽光発電施設を使用してはならない。

4 前3項の規定は、変更許可事業者について準用する。

(設置許可の取消し)

第20条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに、正当な理由なく設置事業に着手しなかったとき。
- (3) 設置許可又は変更許可を受け、正当な理由なく設置事業に着手した日後1年を超える期間引き続き当該設置事業を行っていないとき。
- (4) 第14条第1項各号（第15条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる要件を満たさない設置事業を行ったとき。
- (5) 第14条第3項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 第15条第1項の規定による変更許可を受けずに設置事業の変更を行ったとき（同項ただし書の規定による軽微な変更の場合を除く。）。
- (7) 第29条の規定による命令に違反したとき。

（発電事業の開始の届出）

第21条 事業者は、発電事業を開始したときは、市長が定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（維持管理等）

第22条 事業者は、発電事業を行うに当たっては、市長が定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

- 2 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、市長が定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（廃止の届出）

第23条 事業者は、発電事業を廃止したときは、その日から30日以内に、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 発電事業が廃止されたときは、当該発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

（太陽光発電施設の適正処分等）

第24条 事業者は、発電事業を廃止したときは、太陽光発電施設を速やかに撤去するとともに、使用済みとなる太陽光発電施設に関する再使用、再資源化等に努めなければな

らない。

- 2 事業者は、前項の規定による撤去により生じた廃棄物について、関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、撤去した後の土地について、防災、環境保全等の観点から必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第25条 許可事業者若しくは変更許可事業者又は第10条の規定による届出をした者についてその許可若しくは届出に係る設置事業又は発電事業の全部を譲渡し、又は、相続、合併若しくは分割（当該設置許可若しくは変更許可又は届出に係る設置事業又は発電事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該設置事業又は発電事業の全部を譲り受けた者、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該設置事業又は発電事業を承継した法人は、当該許可事業者若しくは変更許可事業者又は届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可事業者若しくは変更許可事業者又は第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定により許可事業者若しくは変更許可事業者又は第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者が発電事業を行うに当たっては、第22条第1項の規定に基づき、適正に維持管理等を行わなければならない。

(指導及び助言)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、市長が定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、設置許可若しくは変更許可を受けず、又は第10条の規定による届出をせずに設置事業をした者に対し、設置事業等中止すること、又は相当の期限を定めて、太陽光発電施設の撤去若しくは事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、設置許可又は変更許可に係る太陽光発電施設が第14条第1項各号に掲げる基準又は同条第3項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、許可事業者又は変更許可事業者に対し、発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が第22条第1項の規定に基づき、適正に維持管理等を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設及び事業区域内の土地並びに周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は、第26条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第30条 市長は、第20条の規定による設置許可の取消し又は前条の規定による命令を行ったときは、当該取消し又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該取消し又は命令に係る措置の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(手数料)

第31条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、設置許可又は変更許可の申請に係る別表に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(国及び地方公共団体の特例)

第 3 2 条 国及び地方公共団体が太陽光発電施設を設置しようとするときは、設置許可を受けること及び第 1 0 条の規定による届出を要しない。この場合において、国及び地方公共団体は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(委任)

第 3 3 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置事業について適用する。

(準備行為)

3 太陽光発電施設の設置許可について必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第 3 1 条関係）

事項	金額
1 設置許可の申請	事業区域の面積が 0. 1 ヘクタール未満のもの 1 件につき 1 3, 0 0 0 円
	事業区域の面積が 0. 1 ヘクタール以上 0. 3 ヘクタール未満のもの 1 件につき 3 0, 0 0 0 円
	事業区域の面積が 0. 3 ヘクタール以上 0. 6 ヘクタール未満のもの 1 件につき 6 5, 0 0 0 円
	事業区域の面積が 0. 6 ヘクタール以上 1 ヘク タール未満のもの 1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円
	事業区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタ ール未満のもの 1 件につき 2 0 0, 0 0 0 円
	事業区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタ ール未満のもの 1 件につき 2 7 0, 0 0 0 円
	事業区域の面積が 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタ ール未満のもの

		1 件につき	3 4 0, 0 0 0 円
		事業区域の面積が 1 0 ヘクタール以上のもの 1 件につき	4 8 0, 0 0 0 円
2 変更 許可の 申請	(1) 事業区域の面積の 変更を伴わない場合	前項に規定する区分に応じた額の 1 0 分の 1 に 相当する額	
	(2) 事業区域の面積の 増加が伴う場合	次に掲げる額を合計した額 ア 変更前の面積について、前号に規定する区 分に応じた額 イ 変更により増加する面積について、前項に 規定する区分に応じた額	
	(3) 事業区域の面積の 減少が伴う場合	変更後の面積について、第 1 号に規定する区分 に応じた額	

備考 2 の項第 2 号に該当する場合の上限の金額は、4 8 万円とする。